

第86回接続料の算定等に関する研究会 議事概要

日時 令和6年6月7日(金) 15:00~16:06

場所 オンライン会議による開催

出席者 (1) 構成員

相田 仁 座長、関口 博正 座長代理、酒井 善則 構成員、
佐藤 治正 構成員、高橋 賢 構成員、西村真由美構成員

(以上6名)

(2) オブザーバー

東日本電信電話株式会社 檜岡 丈 相互接続推進部 制度・料金部門
担当部長

中井 裕史 経営企画部 営業企画部門
担当部長

西日本電信電話株式会社 藤本 誠 経営企画部 営業企画部門長

KDDI株式会社 橋本 雅人 相互接続部 部長

田淵 翔 相互接続部 接続制度グループ
グループリーダー

ソフトバンク株式会社 伊藤 健一郎 渉外本部 通信サービス統括部
相互接続部 部長

小林 一文 渉外本部 通信サービス統括部
相互接続部 アクセス相互接続課 課長

斉藤 光成 渉外本部 通信サービス統括部 課長

一般社団法人テレコムサービス協会

中野 一弘 MVNO委員会 運営分科会主査

三宅 義弘 MVNO委員会運営分科会副主査

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

小畑 至弘 常任理事

一般社団法人I P o E 協議会

石田 慶樹 理事長

株式会社NTTドコモ 大橋 一登 料金企画室長

(3) 総務省

木村電気通信事業部長、飯村事業政策課長、井上料金サービス課長、
竹内料金サービス課課長補佐、廣瀬料金サービス課課長補佐、
柴田料金サービス課長補佐

■議事概要

- モバイル接続料の適正性向上について
 - ・ 事務局より、資料86-1について説明が行われた後、質疑が行われた。
- 外国政府等との協定等に関する検討の方向性（案）について
 - ・ 事務局より、資料86-2について説明が行われた後、質疑が行われた。
- トラヒック・ポンピングに関する検討の方向性（案）について
 - ・ 事務局より資料86-3及び資料86-4について説明が行われた後、質疑が行われた。

■議事模様

○ モバイル接続料の適正性向上について

【相田座長】 それでは、ただいまから接続料の算定等に関する研究会の第86回会合を開催いたします。

本日、構成員はオンライン会議にて、西村暢史構成員を除く6名の出席となっております。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

議題の(1)は、モバイル接続料の適正性向上についてでございます。本件につきましては、前回会合までの議論及び会合後の追加質問への回答を踏まえ、事務局にて方針を整理したとのことですので、その内容について事務局から御説明いただき、その後意見交換を行いたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局より資料86-1に基づき説明)

【相田座長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの御説明に関しまして、御質問、御意見等ございます構成員の方は、挙手ボタンを押していただければ、私のほうから順次指名させていただきますし、それが難しいようでしたらマイクを直

接オンにしてお声がけいただいても結構でございます。いかがでございますか。それでは、酒井先生、お願いいたします。

【酒井構成員】 酒井でございます。

資料86-1の内容についてはよろしいと思いますし、全然問題ないと思いますが、私が何度も質問した点についてコメントいたします。POIの冗長性の確保につきましては、MVNOとMNOとの間できちんと議論して、それぞれの冗長構成について、この場合にはこれで冗長の意味があるんだということをMVNOにおいて御理解いただいた上で、判断いただければ良いと思います。個人的には、例えば、1つの拠点に2回線を引っ張ったとしても、この2回線は本当に独立しているのだろうかと最初は思っていたのですが、MNOの話によると、ほぼ独立になっているとのことでしたので、問題ないと思います。

また、平常時のトラヒックに冗長設備を利用しているかどうかという点について、MNOもMVNOも平常時には予備の回線を使わないということでしたので、平等性という観点からは問題ないと思います。しかし、個人的には、平常時もそういった設備を使えるようにした方が、ピーク時のトラヒックに耐えられるため良いのではないかと思うのですが、そうすると確かに公平ではなくなるので、この点は今後の課題かと思えます。よろしくお願いたします。

以上です。

【相田座長】 ありがとうございます。ただいまの御意見等について、事務局から何かございますか。

【廣瀬料金サービス課課長補佐】 ありがとうございます。

平時における冗長設備の利用可能性について、平時においても、せっかくある設備を使えるなら使っても良いのではないかという点については、そういう面もあるかと思っております。では、そういう場合にMNOとMVNOとの間で同等性が確保されないかということ、そういった設備が使われて需要のラインが上がれば、精算接続料を算定する際には、結果として接続料が安くなりますので、そうした観点からはMVNOにもメリットはある、全体として、よりたくさん使って、より接続料が安くなるという側面もあるかと思っております。こうした点についてはもう少し引き続き議論していても良いのではないかと思っております。

以上でございます。

【相田座長】 酒井先生、よろしいでしょうか。

【酒井構成員】 結構です。よろしくお願いします。

【相田座長】 ほかにいかがでしょうか。

私からも、1点、18ページ目の最繁時トラヒックの考え方についてコメントいたします。先ほど事務局からも、最繁時トラヒックの算定方法について必ずしも正解というものはないという話でしたが、電話の世界では、1日の中の最も通信量の多い1時間について、年間で最も通信量の多い30日分の平均を取るといったことを行っています。本当に1年の中のピークを取るとすると、昔は、1月1日、年が明けた直後の「あけおめメール」が送受信される時間帯があり、そのような時には通信規制が行われていたりしたのですが、そういったピークのトラヒックを採用することが本当に適正なのかといった点や、逆に、1年の間にトラヒック量はどんどん増えますので、そうした点を考慮しなくていいのかといった点等、やはり電話とも異なる事情があるかと思います。どの程度の時間幅で把握することが適当なのか、1時間単位が適当なのか、また、本当に年間のピークの1時間を取るのが適当なのか、これらの点については継続的に検討する必要があるかと思いました。

この件について、事務局から何かございますか。

【廣瀬料金サービス課課長補佐】 ありがとうございます。

引き続き検討すべきということで、特に異論等ございません。ありがとうございます。

○ 外国政府等との協定等に関する検討の方向性（案）について

【相田座長】 議題の（2）は、外国政府等との協定に関する検討の方向性（案）についてです。本件につきましては、前回会合までの議論を踏まえて事務局にて方針を整理したとのことでございますので、その内容について事務局から説明いただき、その後意見交換を行いたいと思います。

それでは、事務局より御説明をお願いいたします。

（事務局より資料86-2に基づき説明）

【相田座長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局の説明に関しまして、御質問、御意見のある構成員の方は、挙手いただければと思います。いかがでしょうか。

それでは、なかなか明確に白黒つけるのは難しい点もあるかと思いますが、今後、衛

星との直接通信によるサービスの提供状況やその他の状況を踏まえながら、適宜見直しをしていくことになるかと思えます。

○ トラヒック・ポンピングに関する検討の方向性（案）について

【相田座長】 議題の（３）はトラヒック・ポンピングに関する検討の方向性（案）についてでございます。

本件は、本研究会第83回会合で事務局より調査結果について説明があり、その際の構成員の意見に基づき、前回会合で今後の検討の方向性について御説明いただきました。本日は、それらを踏まえた整理の案について、その内容を事務局より御説明いただき、その後意見交換を行いたいと思えます。

それでは、事務局より御説明をお願いいたします。

（事務局より資料86－3及び資料86－4に基づき説明）

【相田座長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局の説明に関しまして、御質問、御意見のある構成員の方は、挙手いただければと思えます。いかがでしょうか。それでは、酒井先生、お願いいたします。

【酒井構成員】 トラヒック・ポンピングにつきましては、とにかく、それぞれのものが通信の健全な発展とは相反するものであり、全体の方向性を示すと同時に、なるべく早く、こういった行為を禁止できるようにするのが良いのではないかと考えております。あまりゆっくりできない問題だろうと考えております。

ただ、考えてみると、電話において、かけ放題サービスができたときに、確かに接続料はトラヒックに比例しますので、こういう問題が起きるといことは、何となく分かっていたのではないかという気もいたします。

今回は、もちろんきちんと早期に禁止しなくてはいけないのですが、今後、もしかすると、通常のサービスで、発信と着信が例えば1対10になってしまう等のケースも出ないとも限らないため、とにかくそういう状況が出てきたら、事業法の改正等を考えなくても、早期に手を打てる形で対応していくべきという感じはいたしました。

以上です。

【相田座長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの酒井先生からの御発言

に関しまして、事務局から何かございますでしょうか。

【柴田料金サービス課課長補佐】 コメントいただきありがとうございます。

まさに電気通信の健全な発展に反するものであり、なるべく早く対処しなければならないということですが、この問題に関しても、問題提起されてから解決までにそれなりに時間がかかってしまったところでございます。これからも問題が生じ次第、手をつけていかなければならないという点は、先生のコメントのとおりでございますので、随時対処を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

【相田座長】 酒井先生、よろしいでしょうか。

【酒井構成員】 どうぞよろしく願いいたします。

【相田座長】 ほかにいかがでございますか。

関連して、私からも発言させていただきます。この接続拒否事由というのは、最後の刀と言うのでしょうか。電気通信設備間の接続を切ってしまうと、資料86-3の8ページ目で言いますと、発信側事業者から着信側事業者への通信というのが全部切断されてしまうことになるので、着信側事業者を利用している利用者の中でも、この着信インセンティブ契約のようなものを結んでいる方は少数派だとすると、丸ごと接続を止めるよりは、やはりそれよりも前に、着信インセンティブ契約を結んでいるのではないかとと思われるような利用者に対して、契約を解除するとか、あまりに頻繁な通信を規制するとか、個々の利用者に対する対処をやるのが先であり、実際今、いくつかの事業者はそういったことをされているのではないかと思います。

これから報告書をまとめるに当たって、個々の状況が直ちに今回整理した新たな接続拒否事由の適用に至るものではないというようなニュアンスを書いていただくと、報告書を読まれる方に誤解を与えることが少ないのではないかと思いますので、考慮いただければと思います。

事務局から何かございますか。

【柴田料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。

先生御指摘のとおり、今御議論いただいた接続拒否事由については、該当するとして実際に接続拒否を行った場合の影響は大きく、発信側事業者・着信側事業者にとってもそうだと思いますので、他に書いております業務改善命令との関係、あるいは裁定との関係といった点を踏まえて、接続拒否するという方法を、まさに最後の手段と考える事業者の方

が多いのではないかと、個人的には考えております。

また、事業者と利用者の間では、もとより電気通信役務提供契約やかけ放題サービスの契約があります。契約違反への対応については、現在もやっているというふうに承知しておりますが、常に取り締まっていくといいますか、事業者が自らの利用者との関係というものを適切に保っていくことが必要だと考えております。

【相田座長】 ありがとうございました。

【柴田料金サービス課課長補佐】 事務局から、ほかに補足ありますか。

【竹内料金サービス課課長補佐】 ありがとうございます。

今、相田先生から御指摘のあった件につきまして、電気通信事業法上、原則としては接続の請求に応諾するべきというのが原則で、一定の事由に該当する場合のみ、接続拒否を認められることとなりますが、今回、何らその原則が変わるものでございませぬ。

今回、一定の場合に該当するときを追加し、接続拒否の道筋もあるのではないかという整理をしましたが、法の立てつけが特段変わるわけではございませぬので、その点については、しっかりと分かりやすい形で示していくことが必要かと思っております。

【相田座長】 それでは、続きまして、関口構成員、お願いいたします。

【関口座長代理】 関口でございます。

今の相田先生の御指摘も非常に重要で、最後の手段としての接続拒否に至る前の、できるだけ前段階で解決が望ましいことは事実だと思っております。

ただ、着信インセンティブ契約を結ぶような着信側事業者は、全くの善意ではなく、言ってみれば、悪意ある利用者と利益を山分けする契約に近いものを締結しているものと理解しており、慎重に適用すべきとは言いながらも、接続拒否事由に該当すると判断できる場合には、整理した事項を粛々と実行していただくことが必要になると思います。

それから、今般作成しようとしているガイドラインについて、類似行為がもぐら叩きのように規制をかいくぐって出てくるということも想定でき、今後ともガイドラインの改定の必要が出るケースも想定されますので、引き続き注視が必要かと思いました。

以上でございます。

【相田座長】 事務局から何かコメントはありますか。

【柴田料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。

まず、類似行為が今後も発生する可能性や、そのおそれがある場合には、ガイドライン等を見直していく必要があるのではないかという点について、トラヒック・ポンピングの

類型、典型が増えていく場合はそのような対応をしていくことになると思いますし、実際の運用としましても、実質的にガイドラインに書かれているものと内容を同じくするような実態があった場合には、その事実在即して柔軟に判断していくような対処が必要になってくるんだろうと、そのように検討を進めたいと考えております。

以上でございます。

【相田座長】 関口先生、よろしいでしょうか。

【関口座長代理】 よろしくお願いいいたします。

【相田座長】 ほかにいかがでございましょうか。

それでは、本日、事務局に3件御説明いただいたわけでございますけれども、前の2件にも戻っていただいても結構ですが、追加で御発言の御希望ございましたらお受けしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、特に資料86-4のガイドラインの案の文面ですとか、細かい点につきまして、この会合終了後、追加でコメントあるいは質問等ございましたら、事務局にて取りまとめるということでございますので、6月14日金曜日までにメール等で事務局までお寄せいただければというふうに思います。それらを踏まえて、事務局に報告書の案の作成をお願いしたいと思います。

それでは、次回の会合につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【廣瀬料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。

本日はありがとうございました。

次回会議の詳細につきましては、別途事務局より御連絡さしあげるとともに、総務省ホームページに開催案内を掲載いたします。

以上、よろしくお願いいいたします。

【相田座長】 それでは、以上で事務局に御用意いただいた議題は全て終了いたしました。何か追加で発言の御希望はございますでしょうか。

特にございませんようでしたら、以上をもちまして第86回会合を終了したいと思います。本日もどうもありがとうございました。

以上